

安倍「働き方改革」を批判し、働くルールの確立を要求する決議

1 ニッポン一億総活躍プランと安倍「働き方改革」

安倍内閣は、2016年6月2日、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。プランは、「働き方改革」をかかげ、具体的課題として、①同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、②長時間労働の是正、③高齢者の就労促進をあげている。安倍首相は、「2016年度中に『働き方改革実行計画』をまとめる」と言明し、働き方改革実現会議で討議を開始している。このような中で、安倍政権は、公労使3者構成で労働政策、労働立法について審議を行う労働政策審議会を解体・変質させる攻撃を開始している。

2 安倍「働き方改革」の問題点とあるべきルールの内容

(1) 同一労働同一賃金の実現

安倍政権の「同一労働同一賃金の実現」は、第一に、非正規労働者の賃金を多少引き上げるとしても、限定正社員等の賃金を引き下げ、労働者全体の賃金と年収を現在より引き下げる機能を持つ危険がある。第二に、労働契約法20条等の改正にあたって、現行法どおり、将来の転勤、昇進等の可能性の有無、範囲（人材活用の仕組み）の違いをもって「労働条件の相違の合理性」を認める仕組みを残すものであって、正規労働者と非正規労働者の格差を固定化する危険がある。第三に、上記改正にあたって、現行法どおり、「労働条件の相違の不合理性の要件」の立証責任を労働者に課し、非正規労働者に対する差別を是正する範囲を極めて狭くする危険がある。このように安倍政権の「同一労働同一賃金の実現」は、非正規労働者の処遇改善にほとんど役に立たず、正規労働者と非正規労働者の格差を固定化する危険がある。

労働契約法20条等の改正にあたっては、「人材活用の仕組み」を「労働条件の相違の合理性」の判断要素から除外し、「労働条件の相違の合理性の要件の立証責任」を使用者に課すことが重要である。そして、我が国も批准しているILO（国際労働機関）100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一賃金に関する条約）に基づき、国際基準たる「同一価値労働同一賃金の原則」の法制化と具体化を推進することが重要である。

(2) 最低賃金の引上げ

最低賃金の現状は、2016年度の最高額の東京都の932円で、法定労働時間の上限とされる月平均173.8時間働いて、月16万1982円、年額約194万円である。最低額の宮崎、沖縄両県の714円では、月12万4093円、年額約149万である。これでは、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」など到底できない。プランが言うように、最低賃金を、年率3%程

度を目途として引き上げるとすると、全国加重平均が1000円になるのは2023年である。また、最近、最低賃金の地域格差が著しく拡大している。安倍政権の最低賃金引上げ案は、貧困と地域格差を固定化するものである。

最低賃金を「どこでも誰でも今すぐ時給1000円にし、1500円をめざす」ことが重要である。また、全国一律の最低賃金制度を確立することが重要である。

(3) 長時間労働の是正

プランは、「長時間労働の是正」について、「労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。」と言っている。

しかし、「長時間労働の是正」を言うのなら、安倍内閣は、まず何よりも、現在国会に提出している労働基準法等「改正」案（「残業代ゼロ・過労死激増」法案）を撤回すべきである。そして、長時間労働の是正にあたっては、労働省告示の限度基準で定める時間外労働の上限（1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間等）規制を法律で定め、この上限規制を骨抜きにする36協定の特別条項の制度を廃止することが重要である。また、勤務開始時刻から24時間以内の、連続11時間の勤務間インターバルを法律で定めることが重要である。

(4) 高齢者の就労促進

無年金・低年金などの中で、日本の高齢者の就業率は、先進国の中で最も高くなっている。他方で、高齢者は、非正規労働者や自営業者として取り扱われたりして、低賃金不安定雇用の下で働かされている。安倍政権は、高齢者を働かなければ生活ができない状況に追い込み、劣悪な労働条件の下で働かせようとしており、とうてい容認できない。

いま、年金の支給金額のアップ等、高齢者の生活条件を改善することが重要である。また、高齢者の就労促進にあたっては、高齢者の雇用と労働条件を向上させる施策を推進することが重要である。

(5) 労働政策審議会の解体・変質の攻撃

ILO諸条約は、「労働政策については、政府、労働者、使用者の代表者が、同等の地位において、討議、決定すべき」原則を定めている。この原則をうけて、日本では、公労使3者同数の代表者で構成する労働政策審議会が、労働政策、労働立法について審議を行うことになっている。

ところが、安倍内閣は、「安倍首相をはじめ閣僚9人、有識者7人、日本経団連会長ら経営側7人に対して、労働側は連合会長1人」という、構成が極めて経営側に偏った「働き方改革実現会議」で「同一労働同一賃金の実現」や「長時間労働の是正」の討議を行い、労働政策審議会の審議権を侵害している。さらに、安倍内閣は、2016年7月26日の「働き方に関する政策決定プロセス有識者

会議」の第1回会合で、塩崎厚生労働相が「新しい時代にふさわしい政策決定のプロセスのあり方について大いに御議論いただいて参考にさせていただきたい」とあいさつするなど、労働政策審議会の解体・変質の攻撃を開始している。安倍政権による労働政策審議会の解体・変質の攻撃は、労働政策、労働立法を決定する審議の場から労働者代表を排除する攻撃であり、とうてい容認できない。

公労使3者の代表で構成される労働政策審議会の審議を尊重し、「同一労働同一賃金の実現」、「長時間労働の是正」等の労働政策、労働立法についての討議、審議は、「働き方改革実現会議」ではなく、労働政策審議会で行うべきである。

3 安倍政権の労働法制大改悪に反対し、働くルールの確立を！

自由法曹団は、「残業代ゼロ・過労死激増」法案や解雇の金銭解決制度の創設等の安倍政権の労働法制大改悪に反対し、多くの問題点と欺瞞を含む安倍「働き方改革」ではなく、真に労働者の雇用と労働条件を守る働くルール—①男女差別や雇用形態による差別を許さない真の同一労働同一賃金の実現、②「どこでも誰でも今すぐ時給1000円にし、1500円をめざす」全国一律の最低賃金制度の確立、③時間外労働時間の上限や勤務間インターバルの法律による規制、④高齢者の生活条件・労働条件の向上、⑤労働政策審議会の審議の尊重等—の確立を要求するものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会